平成２６年（フ）第１７号
沖縄県石垣市字石垣27番地３　国吉アパート３階
債務者　宮良　妙子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月13日まで
那覇地方裁判所石垣支部

平成２６年（フ）第２６８号
福井県坂井市春江町江留上錦32番地　ルミナス・ナカジマ　Ｂ―102
債務者　川瀬　喜伸
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２８３号
福井県鯖江市三六町１丁目２―６　医療法人寿人堂みどりヶ丘病院、住民票上の住所福井市門前町第５号１番地41　建商４―102号
債務者　中橋　勝行
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月14日まで
福井地方裁判所民事部破産係

平成２６年（フ）第２０６号
静岡県富士宮市粟倉1109番地　誠進館201、前住所静岡県富士宮市宮北町98番地の１
債務者　佐々木清光
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第２０７号
静岡県富士宮市粟倉1109番地　誠進館201、前住所静岡県富士宮市宮北町98番地の１
債務者　佐々木千里
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
静岡地方裁判所富士支部

平成２６年（フ）第３６号
兵庫県たつの市揖保町栄368番地１
債務者　藤田　正雄
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２６年（フ）第７１号
山口県周南市日地町１番17号　タウン日地Ａ号
債務者　中島　綾子（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７３号
山口県周南市岐山通２丁目19番地　グランドール402号
債務者　桂　　英雄
1　決定年月日時　平成26年11月13日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
山口地方裁判所周南支部

平成２６年（フ）第７２１号
神戸市中央区中山手通６丁目４番17号　神戸中山手ハウス402、従前の住所神戸市西区井吹台東町１丁目５番地　13―202号
債務者　白井　孝成
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７２４号
神戸市須磨区高倉町２丁目１番23―504号
債務者　鈴木　隆夫
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第７３０号
神戸市垂水区千鳥が丘３丁目２番６号、従前の住所神戸市垂水区城が山５丁目８番11号
債務者　加畑　寛見
1　決定年月日時　平成26年11月11日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月16日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２６年（フ）第６０号
福島市丸子字石名田25番地の21　サニーハートⅡ205
債務者　屋比久達也
1　決定年月日時　平成26年11月13日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月19日まで
福島地方裁判所

平成２６年（フ）第１７９号
神奈川県横須賀市衣笠栄町４丁目22番地２　ライツ湘南衣笠101
債務者　戸田　智子（旧姓湯浅）
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月21日まで
横浜地方裁判所横須賀支部

平成２６年（フ）第１６４３号
名古屋市熱田区旗屋１丁目２番17号　ビッグベン旗屋ビル503号
債務者　江場　陽子
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年２月２日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第７８５号
東京都八王子市別所２丁目47番地１―401
債務者　上野　五朗
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月15日午前11時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２６年（フ）第１５３７号
神奈川県海老名市社家3611番地　サウスビュービレッジ505号室
債務者　上田　清美
1　決定年月日時　平成26年11月12日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成27年１月15日まで
5　免責審尋期日　平成27年１月16日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部